

# 質 疑 回 答 書

- 1 番号 新潟市公告 4 号  
2 品名 出退勤打刻用タブレット

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>仕様書 6.1. 出退勤打刻用タブレット仕様（180台）の表 1「ハードウェア」－「その他」について</p> <p>「タブレット端末を横置きで利用可能なスタンドを付属すること。なお、キーボードをスタンドとして利用するものは不可とする」の記載について、</p> <p>キーボードをスタンドとして利用するものとは、「キーボード自体に、タブレット本体を差し込んでスタンドとする仕組みのもの」を指すものであり（下記① URL参照）</p> <p>※①スタンド付きBluetoothキーボード例 <a href="https://www.esupply.co.jp/ItemPage/ot-EZ4-SKB062">https://www.esupply.co.jp/ItemPage/ot-EZ4-SKB062</a></p> <p>「キーボードと一体型のケースをスタンドとする仕組みのもの」は不可ではないという認識でよいか。（下記② URL参照）</p> <p>※②タブレットカバースタンド付きBluetoothキーボード例 <a href="https://www.sony.jp/xperia/product/accessories/bkc50/">https://www.sony.jp/xperia/product/accessories/bkc50/</a></p>	<p>「キーボード自体に、タブレット本体を差し込んでスタンドとする仕組みのもの」および「キーボードと一体型のケースをスタンドとする仕組みのもの」ともに不可とします（例示された①②ともに不可とします）。</p> <p>出退勤打刻用タブレットはキーボードを使用しない形での運用を予定しており、仕様書のとおり、キーボードをスタンドとして利用する製品は認めません。</p>